

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費 他 款：衛生費 項：医薬費 目：医務費 他	領域 医療・介護
担 当 課	医療介護政策課、医療機能強化推進課、 健康づくり推進課、薬務課、地域共生社会推進課、 医療介護基盤課	① 高度医療機能と地域の医療体制の確保
事 業 名	地域医療介護総合確保事業（一部国庫） 【一部新規】	② 地域包括ケアシステムの質の向上
		③ 福祉・介護人材の確保・定着・育成
		④ 介護サービス基盤の安定化
		領域 地域共生社会
		① 住民と多様な主体の連携・協働による課題の解決

目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

事業説明

対象者

県内の市町、医療関係団体、介護関係団体等

事業内容

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

【地域医療介護総合確保基金充当】

(単位：千円)

区 分	内 容	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
地域医療介護総合確保基金積立	○ 医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立（国 2/3、県 1/3）	3,202,969	2,842,463	2,842,429 [—]
合 計		3,202,969	2,842,463	2,842,429 [—]

区 分	内 容	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
医療資源の効果的な活用	○ 病床機能転換等に係る経費の補助 ○ 各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援 ○ 医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進	3,031,934	478,672	467,107 [—]

在宅医療連携体制の確保	○ 糖尿病の専門医が少ない地域の患者に生活習慣を指導する遠隔医療の実施 ○ 地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等、重点的な市町支援 ○ 高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○ 心不全患者の継続した包括的心臓リハビリテーション実施に寄与する連携体制の強化 ○ 在宅医療の質向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進等	182,580	179,770	157,766 [—]
介護サービス基盤の整備	○ 小規模介護施設の整備支援(8施設) ○ 介護施設等の開設準備経費等支援(127施設)等	1,764,086	1,625,022	911,481 [633,627]
介護サービスの質向上と適正化	○ 介護支援専門員研修向上委員会において、研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い、各種研修事業の充実を推進	22,821	22,821	22,821 [—]
認知症サポート体制の充実	○ 認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○ 医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施等	51,009	49,222	46,654 [—]
医療従事者の確保【一部新規】	○ 広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金貸付 ○ 勤務医の働き方改革の推進 ○ 県東部小児・周産期医療体制の支援【一部新規】 ○ リハビリテーション人材の育成に係る事業への補助【新規】 ○ 歯科衛生士の確保に向けた復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進を実施 ○ 薬剤師の確保に向けた病院・薬局間の連携体制の構築【新規】 ○ 医療機関に対する食材費高騰に伴う影響額の一部支援【新規】等	(債務 288,000) 1,723,047	(債務 288,000) 2,447,943	1,539,605 [825,072]
介護人材の確保・育成・定着【一部新規】	○ 魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証推進 ○ 介護事業所へのICT・介護ロボットの導入支援 ○ 介護事業所の職場改善等に係る取組を支援するため「介護生産性向上総合相談センター」を設置【新規】等	332,631	316,901	297,742 [—]

合 計	(債務 288,000) 7,108,108	(債務 288,000) 5,120,351	3,443,175 [1,458,699]
-----	---------------------------	---------------------------	--------------------------

令和 6 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

ワーク	KPI	現状	目標値 (令和 6 年度)	実績値 (令和 6 年度)
16 がんなどの疾病の 早期発見・早期治療の 推進	糖尿病性腎症による新規 透析導入患者の減少率	7.9%減少 (R3 実績)	10.0%以上 減少	【R8.3 判明】
18 「運動・食・集い」 を軸とした介護予防の 推進	要支援 1・2、要介護 1 の 認定を受けた高齢者の割合	10.1% (R4 実績)	全国平均以下	【R7.11 判明】
	「通いの場」の設置数	2,057 か所 (R4 実績)	4,500 か所	2,283 か所
	「通いの場」の参加者数	41,500 人 (R4 実績)	90,000 人	45,496 人
	高齢者人口に占める「通 いの場」の参加者の割合	5.0% (R4 実績)	10.8%	5.5%
19 高度医療機能と地 域の医療体制の確保	地域の拠点病院を中心と した人材交流・育成に係 るネットワークの構築数	2 地域 (R4 実績)	4 地域	2 地域
	地域医療支援病院の紹 介率	77.2% (R3 実績)	79.0%	【R7.10 判明】
	地域医療支援病院の逆 紹介率	116.6% (R3 実績)	109.0%	【R7.10 判明】
	人口 10 万人対医療施設 従事医師数（全域過疎市 町）	200.0 人 (R2 実績)	217.1 人以上	【R8.4 判明】
	オンライン診療料届出医 療機関の割合※ 1	—	21.0%	—
	オンライン服薬指導を行 う薬局の割合※ 1	—	13.0%	—
20 地域包括ケアシス テムの質の向上	要介護 3 以上の方の在宅 サービス（ショートステ イ 15 日以上利用を除 く。）利用率	36.4% (R3 実績)	39.0%	35.6%
	認知症サポーター養成数	325 千人 (R4 実績)	344 千人	375 千人
21 福祉・介護人材の 確保・定着・育成	「魅力ある福祉・介護の 職場宣言ひろしま」認証 数（累計）	343 法人 (R4 実績)	814 法人	459 法人
	介護職員の離職者のうち 3 年未満の職員の割合 ※ 2	57.1% (R4 実績)	53.0%	—
22 介護サービス基盤 の安定化	介護サービス基盤安定化 に向け、地域包括ケアに かかる関係者間で検討を 開始した市町数(累計)	15 市町 (R4 実績)	23 市町	23 市町

※1 令和4年度診療報酬改定により、指標としていたオンライン診療料及びオンライン服薬指導の届け出が廃止されたことから、当該年度以降の実績を得ることができない。

※2 令和5年度介護労働実態調査から、年齢層別離職率の調査が開始されたことに伴い、勤務年数別離職率の調査を廃止したため、当該年度以降の実績を得ることができない。

1 医療資源の効果的な活用 《成果目標：ワーク 19》

○ 医療機能の分化・連携の促進

- ・ 回復期病床への転換や複数医療機関間の連携による病床再編への補助等によって医療機能の分化・連携を促進
- ・ 地域における医療機関間での医療情報の連携を強化するため、地域医療情報ネットワークの整備を推進するとともに、オンライン診療等の導入・活用を希望する医療機関・薬局を対象とした伴走支援を実施
- ・ 「高度医療・人材育成拠点基本計画」を踏まえ、新病院の基本設計を進めるとともに、新病院の運営主体となる地方独立行政法人の令和7年4月1日の設立に向け、体制構築に必要な検討

2 在宅医療連携体制の確保 《成果目標：ワーク 16、20》

○ 糖尿病医療連携の推進

- ・ 糖尿病の専門医が少ない地域での糖尿病診療を補完する地域医療体制の確立に向けて、広島大学による、ICTを活用した医療情報ネットワークの構築やネットワークの中心となるひろしまDMステーションを市町へ紹介するなどの取組を支援

○ 在宅医療提供体制の構築（地域包括ケアシステム体制）

指 標 名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和5年度)
在宅医療提供体制を構築するため、医療介護関係者が連携している圏域数	111 圏域	121 圏域	120 圏域

- ・ 新たに在宅医療に取り組む医師をはじめ、歯科医師、薬剤師、訪問看護師及びケアマネジャー等に対し、在宅医療多職種ノウハウ連携研修事業を継続実施

○ 心不全患者の支援体制の構築

- ・ 連携強化のツールとなる心筋梗塞・心不全手帳（平成28年度最終改訂）の改訂を目指し、新たに心不全手帳改訂専門委員会を設立
- ・ 広島県内のリハビリステーション施設等に対し、心臓病を有する利用者の把握状況やリハビリ実施内容などの実態調査を実施。その実態調査から把握した提供体制の課題等を踏まえ、広島県版包括的心臓リハビリテーション介入モデルの作成

○ 在宅医療（医科・歯科・薬剤等）の充実

指 標 名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 11 年度)	実績値 (令和 5 年度)
訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数の増加	264 施設	370 施設	278 施設

- ・ 県内の歯科医療機関に対して、在宅歯科診療に必要な設備整備（口腔ケア含む）に係る経費を補助し、在宅における歯科診療機能を強化
- ・ 認知症高齢者を含む要介護者等への特別な配慮に対応できる歯科医師・歯科衛生士を養成

3 介護サービス基盤の整備 《成果目標：ワーク 22》

指 標 名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 6 年度)	実績値 (令和 6 年度)
介護サービス整備量 〔 介護サービス 利用者数 に応じた基盤整備 〕 (全て延べ人数)	地域密着 19,848 人	地域密着 22,980 人	地域密着 21,456 人

- 市町の第 8 期介護保険事業計画に位置付けられた介護施設等の整備を支援
- ・ 小規模介護施設の整備支援（3 市町・5 施設）
 - ・ 介護施設等の施設開設準備経費等支援（5 市町・25 施設）

4 介護サービスの質向上と適正化

- ・ 介護支援専門員が受講する研修の円滑な実施と質の確保を図るための新たな指導者やファシリテーターの養成及び介護支援専門員研修向上委員会による研修の体系、内容、評価の仕組み等の課題を検討
- ・ 介護支援専門員の充足状況等を把握するための調査を実施

5 認知症サポート体制の充実 《成果目標：ワーク 20》

指 標 名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 6 年度)	実績値 (令和 6 年度)
認知症サポーター養成数	277,382 人	356,000 人	374,507 人

- ・ 認知症の早期発見・早期対応及び医療・介護等が連携した適切なサービス提供を進めていくため、医療従事者や介護従事者を対象に認知症対応力向上等を目的とした各種研修を実施
- ・ 地域における医療支援体制の充実のため、かかりつけ医の相談等を担う認知症サポート医の養成やオレンジドクター制度の継続的な運用を実施
- ・ 認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・促進のため、県民への権利擁護制度の普及啓発を行うとともに、金銭管理等を行う生活支援員の養成研修や市民後見人の養成研修を実施

6 医療従事者の確保 《成果目標：ワーク 19》

○ 医師の確保

指 標 名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 8 年度)	実績値 (令和 4 年度)
県内の人口 10 万人対の 医療施設従事医師数	258.6 人	269.3 人以上	272.6 人 ※2 年に 1 回調査
過疎地域の人口 10 万人対の 医療施設従事医師数	195.1 人	208.9 人以上	210.8 人 ※2 年に 1 回調査

- ・ 広島県地域医療支援センターにおいて、県内外医師の県内医療機関への就業あつせん、初期臨床研修医を確保するため、広島大学や臨床研修病院等の関係機関と連携し、医学生を対象とした臨床研修病院オンライン合同説明会の開催及び女性医師の離職防止のため、短時間正規雇用制度の導入に係る経費補助等を実施
- ・ 県内市町、県医師会、広島大学、広島県地域医療支援センター等が連携した推進体制の下で、地域医療を担う医師の配置調整を進めた結果、広島大学及び岡山大学に設置した地域枠の卒業医師 138 名が県内各地で医師業務を開始し、そのうち 57 名が中山間地域で医師業務に従事
- ・ 全ての二次保健医療圏域（7 圏域）で小児二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療機関や市町に対し、運営費等の経費補助を継続実施
- ・ 中山間地域に勤務する医師に対する研修会の開催や、テレビ会議システムによる症例検討の実施などの備北・芸北及び東部の各へき地医療拠点病院等を中心とした若手医師等の研修・研鑽の機会を提供する取組に係る経費を補助

○ 看護師等の確保

指 標 名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 4 年度)
県内医療施設従事 看護職員数	44,184 人	47,007 人	44,944 人 ※2 年に 1 回調査

- ・ 看護職員の離職防止のため、新人看護職員研修の開催に対する助成（75 施設）や、指導者研修など、看護管理者等を対象とした働きやすい職場づくり研修会を開催するとともに、院内保育所を設置する医療機関に対し、保育所の運営費に対する補助を実施（37 施設）
- ・ 看護職員の復職を支援するため、研修協力病院・訪問看護ステーションでの実践研修を開催
- ・ 質の高い看護の提供ができるよう、医療機関が看護師を特定行為研修機関や認定看護師教育機関へ派遣する際、費用の一部を助成（18 人）
- ・ 医療機関が看護職員等の勤務環境改善に主体的に取り組めるよう、セミナー（2 回）の開催や、専門のアドバイザーの訪問により、各々の医療機関の状況にあった勤務環境改善方法の指導・助言を実施（330 病院）

7 介護人材の確保・育成・定着 《成果目標：ワーク 21》

- ・ 社会福祉人材育成センターの無料職業紹介や就職合同説明会の実施などにより、介護事業所が人材を確保するためのマッチング機会を提供
- ・ 働きやすい職場づくりや人材育成、業務改善、介護サービスの質の向上などに取り組む法人を優良法人として認証する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」制度の普及促進
- ・ 介護職員の負担軽減による職場環境の改善を図るため、介護サービス事業所等における介護記

録の電子・共有化、見守りサービスのリモート化など新たなデジタル技術の活用や介護ロボットの導入に係る経費を支援（介護保険事業費補助金に組替えて実施）

- ・ 初任者から経営者までの各層に応じた資格取得やコミュニケーション力、マネジメント力の向上などを支援するための研修を実施し、介護サービス事業所等で勤務する職員のキャリアアップを支援

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題

1 医療資源の効果的な活用

○ 医療機能の分化・連携の促進

- ・ 「高度医療・人材育成拠点基本計画」を踏まえて、新病院の基本設計及び組織体制の構築等を着実に進めることにより、高度医療機能と地域の医療提供体制の確保に取り組む必要がある。
- ・ 地域医療構想の実現に向けて、病床機能の分化・連携及び役割分担の整理を加速していくため、医療機関の機能転換の促進、及び関係者間での協議を促進していくための支援が必要である。

2 在宅医療連携体制の確保

○ 糖尿病医療連携の推進

- ・ 糖尿病医療過疎地域において患者の診療の補完を目的として、遠隔介入事業等に取り組みシステムを構築してきたが、高齢化に伴い今後も増加が予想される患者に対応するため、チーム医療の推進及び地域の医療連携体制構築を図る必要がある。

○ 地域包括ケアシステムの強化

- ・ 県が独自で取り組んでいる地域包括ケアシステム評価では、2分野（「保健・介護予防」「目指す姿の共有・連携」）において、全て「実施している」と自己評価した市町が半数以上、5分野（※）の全てにおいて、8割以上「実施している」と自己評価した市町が半数以上であった。また、県内125の日常生活圏域における指標（64評価基準）の実施率は78.8%であった。

※ 「保健・介護予防」、「医療・介護」、「住まい・生活支援等」、「地域包括ケアにおける地域共生社会」、「目指す姿の共有・連携」

- ・ 医療・介護サービス、それらを担う人材や住民活動等が地域によって異なる中で、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを県内125の日常生活圏域において継続・強化していくためには、市町がその地域の特性や強みを生かし、主体的に取り組んでいけるよう、伴走型の支援などを、引き続き行う必要がある。

○ 在宅医療（医科・歯科・薬剤等）の充実

- ・ 在宅等における療養を歯科医療面からも支援するため、高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含む）等に対応できる歯科医療機関の整備を推進する必要がある。
- ・ 高齢化に伴い増加する在宅歯科医療のニーズに対応するため、訪問歯科診療を実施する歯科医療機関への支援が必要である。
- ・ 障害児（者）や認知症高齢者を含む要介護者等に対しては、高度な専門知識や技術が必要であるため、在宅歯科診療の体制整備の強化を図る必要がある。

3 介護サービス基盤の整備

- ・ 小規模介護施設の整備支援などの実施により、介護サービス基盤安定化に向け、地域包括ケアにかかる関係者間で検討を開始した市町数は令和5年度に23市町を達成することができたが、地域によって利用者の動向や施設の充足状況等は異なっており、市町が策定した介護保険事業計画の実現に向けて、必要なサービスの確保に取り組む必要がある。

4 介護サービスの質向上と適正化

- ・ 複合的な課題を抱える高齢者の多様なニーズに対応するため、最新の知識・スキルを身に付け、幅広い事案に対応できる、質の高い介護支援専門員を育成していく必要がある。
- ・ 「介護支援専門員に関する状況調査」の結果から、介護支援専門員不足により、ケアマネジメントの提供に影響が出始めていることが明らかになったため、人材確保に向けた取組を推進する必要がある。

5 認知症サポート体制の充実

- ・ 今後も認知症の人は増加が見込まれており、認知症への取組は社会全体の課題として捉え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症サポーターの養成や、医療従事者や介護従事者を対象に認知症対応力向上等を目的とした各種研修を実施するなど、認知症施策を総合的に推進していく必要がある。

6 医療従事者の確保

○ 医師の確保

- ・ 拠点病院を中心とした地域内の医師派遣や研修研鑽機会の提供など、人材交流・育成の取組を県内2地域で支援した。また、広島県地域医療支援センターを中心に、大学、県医師会、県、市町が連携し、医師確保、定着促進及び人材育成等に総合的・機動的に取り組み、全域過疎市町における人口10万人対医療施設従事医師数は伸びてきている。
- ・ 広島県地域医療支援センターにおける医師確保の取組は、県外医師のあっせんなど時間がかかるものも多く、長期的な視点をもって継続した運営が必要である。
- ・ 臨床研修医の確保に向けて、県内臨床研修病院の魅力向上に向けた取組や、積極的なPR活動を強化する必要がある。また、専門医取得に係る新制度の導入に対応して、3～5年目の若手医師が、臨床研修後も県内に留まって専門医を取得し、県内定着につながるように、関係各病院とも連携・協力して「オール広島」体制での取組を推進していく必要がある。
- ・ 今後、広島大学ふるさと卒医師の中山間地域等での勤務が、順次、進められていくことから、地域医療を担う若手医師の育成や定着につながる環境・仕組みづくりを一層進めていく必要がある。
- ・ 近年の医師国家試験合格者に占める女性の割合は約1/3であり、今後も増加が予想される。このため、女性医師が働き続けることができる就業環境づくりを進めていく必要がある。
- ・ 小児救急においては、休日・夜間の時間外に軽症患者が病院に集中することにより、夜間診療にあたる小児科医等の負担増大につながり、救急医療体制の維持が困難となる懸念があることから、軽症患者の集中緩和や受け入れ体制の維持・強化に取り組んでいく必要がある。

○ 看護師等の確保

- ・ 看護職員数は増加傾向にあるが、今後、高齢化の進行等に伴い、看護職員の更なる確保・定着が必要である。
- ・ 若年人口の減少等を踏まえ、今後は離職防止や再就業促進に更に注力する必要がある。
- ・ 新人期以降も、結婚・出産等私生活のライフステージと組織のニーズに調和した働き方ができる仕組みを構築する必要がある。
- ・ 離職時の届出制度を活用し、復職に向けて働きかける取組を強化する必要がある。
- ・ 新興感染症発生・まん延時等や、在宅医療の需要の増大に対応するため、専門性の高い看護職員を養成していく必要がある。
- ・ 勤務医の働き方改革を契機として、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組むよう働きかける必要がある。

7 介護人材の確保・育成・定着

- ・ 離職率は低下傾向にあるが、依然として高い水準で推移しており、更なる人材の定着、経験やノウハウの蓄積が必要である。
- ・ 業務の性質上、腰痛などの身体的負担が大きいことに加え、掃除、洗濯などの生活援助や介護記録の作成等の間接業務に時間を割かれ、専門性を必要とする身体介護やリハビリ等に能力を発揮しにくい状況にあるため、身体的負担の軽減や業務の分業により、専門性が発揮できる職場環境を整備する必要がある。
- ・ 介護の職場に対するネガティブイメージを払拭させ、新たな人材が確保できるよう、イメージの改善に取り組む必要がある。

令和7年度の取組方向

1 医療資源の効果的な活用

○ 医療機能の分化・連携の促進

- ・ 医療機関が実施する病床機能の転換や、複数医療機関の再編に係る施設・設備整備への支援など、医療機関の病床機能の分化・連携の取組を促進する。
- ・ へき地の医療機関等に対して、オンライン診療等の導入支援を行うとともに、ノウハウや優良事例を周知し、県内医療機関等への導入・活用の拡大を図る。
- ・ 令和7年4月に設立した地方独立行政法人広島県立病院機構と連携して、新病院の基本設計を経て実施設計に着手するほか、高度急性期を中心とした医療の提供に必要な体制の整備や、地域ニーズに即した県内医師の配置・循環の仕組みの構築等により、県内の医療提供体制を支える医療人材の確保・育成などに取り組む。
- ・ 県立広島病院の移転後においても、引き続き地域の方が安心して暮らし続けることができるよう、県立広島病院の跡地活用の方向性に基づく医療機能の整備について検討を進めていく。

2 在宅医療連携体制の確保

○ 糖尿病医療連携の推進

- ・ 「糖尿病診療拠点病院」及び「糖尿病診療中核病院」を中心とし、糖尿病の医療連携を推進す

る体制の構築を支援する。

- ・ 「ひろしまDMステーション」と連携し、チーム医療の推進や地域の医療連携体制構築に係る課題の把握及び糖尿病診療に係る人材を育成する。

○ 地域包括ケアシステムの強化

- ・ 地域包括ケアシステムに関する評価については、令和6年度において、地域共生社会推進に係る指標を追加するなど社会情勢を反映した見直しを行い、令和7年度も引き続き新たな指標に基づいて評価を実施するとともに、先進的な事例については、市町情報交換会において共有を行い、更なる質の向上に取り組む。
- ・ 「地域まるごと支援」の視点をもって、市町の実情に応じた一体的・総合的な伴走支援を行うことで、一層の質の向上・充実を図る。
- ・ 地域包括ケアシステムの強化に向け、自助・互助に対する住民意識の向上、介護予防の充実、自立支援型ケアマネジメントの普及、生活支援体制の整備などの取組を推進する。

○ 心不全患者の支援体制の構築

- ・ これまでに構築したネットワークをさらに発展させ、継続した包括的心臓リハビリテーション実施に寄与する連携を実現し、ネットワーク内にとどまらず、患者に関わる支援者・関係者に活用される体制を構築するための取組を支援する。

○ 在宅医療（医科・歯科・薬剤等）の充実

- ・ 特別な配慮が必要な要介護者等に対する診療など、専門性の高い技術を持った歯科医師等の養成や、非就業歯科衛生士の掘り起こしによる人材の確保とともに、多職種との連携・協働を担う歯科衛生士の養成研修を実施する。

3 介護サービス基盤の整備

- ・ 地域の実態に応じた最適なサービスが提供されるよう、計画的な体制整備を推進するため、市町が策定した「第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」の実現に向けて、引き続き市町や事業者の介護施設等の整備、改修などの必要な取組を支援する。

4 介護サービスの質向上と適正化

- ・ 法定研修のカリキュラム見直しやオンライン研修の普及等に対応するため、引き続き、研修講師・ファシリテーター等を養成するとともに、多職種連携に関する事例の検討や適切なケアマネジメント手法の普及・促進等により、介護支援専門員の専門性の強化を図る。
- ・ 介護支援専門員の魅力発信やケアマネ試験受験対策講座の開催など、新たななり手の確保に向けた取組を推進する。

5 認知症サポート体制の充実

- ・ 今後も増加が見込まれる認知症の人を社会全体で支えていくよう、引き続き、認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の取組、医療従事者や介護従事

者を対象に認知症対応力向上等を目的とした各種研修の実施など、医療・介護等が連携した取組を進めるとともに、各種関係機関・団体との連携も促進し、認知症施策を総合的に推進していく。

- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法、認知症施策推進大綱及び認知症施策推進基本計画等も踏まえながら、県として、引き続き、施策の検討・推進を図っていく。

6 医療従事者の確保

○ 医師の確保

- ・ 地域の拠点となる病院を中心とした関係機関のネットワークの構築に向けた支援や、中山間地域の医師配置・循環の仕組みの構築に向けた検討を行う。
- ・ 広島県地域医療支援センターにおいて、大学、市町、医師会等との緊密な連携の下で、臨床研修医の確保や県内就業あっせん、広島大学ふるさと枠医師の養成とその配置調整等による医師確保対策を推進するとともに、中核的へき地医療拠点病院を中心とした医師の育成・定着を図る取組への支援などを通じて、中山間地域の医療提供体制の確保を図る。
- ・ 令和5年度に策定した「医師確保計画」における医師偏在指標に基づき、自治医科大学の卒業医師や医学部地域枠医師などを中山間地域等に計画的に配置する一方で、若手医師のキャリア形成にも配慮しながら、大学や市町、医師会等の各関係者と連携を図り、偏在解消の取組を促進していく。
- ・ 総合診療医の確保・育成を行うため、医学生や若手医師等を対象としたセミナー等を開催するとともに、指導医を対象としたセミナー実施による指導体制の強化などに取り組む。
- ・ 女性医師等の育児による離職防止のため、医師特有のニーズに対応可能な保育サポーターを確保し、派遣するためのコーディネート業務の支援を行う。
- ・ 小児救急医療電話相談窓口を設置し、保護者の不安等の軽減と小児科医等の負担軽減につなげるとともに、休日・夜間の小児二次救急受け入れ医療機関への財政支援を継続し、適切な小児の救急医療体制を確保する。

○ 看護師等の確保

- ・ 看護職員確保のため、引き続き「新規養成」「復職支援」「定着促進」「資質向上」を柱とした事業を推進する。
- ・ 新人研修のほか、就職2～3年目の職員へのフォローアップ研修等を実施し、離職防止を推進する。
- ・ 離職の実態を把握し、院内保育所への支援や研修の実施等、働き続けられるための環境づくりを支援する。
- ・ 離職者の届出制度やナースセンターの周知を図り、離職中の看護職員に対して切れ目のない支援を行うとともに、離職者が不安なく再就業できるよう、相談対応や医療機関等での実践研修の実施など、復職支援事業を行う。
- ・ ナースセンターの無料職業紹介事業や復職支援研修等を強化し、潜在看護職員に対する復職支援を推進する。
- ・ 専門的な知識を有し、水準の高い看護実践のできる看護職員を養成するため、特定行為指定研修機関や認定看護師教育機関への派遣に対して、経費の一部を補助する。
- ・ 広島県医療勤務環境改善支援センターの専門アドバイザーの派遣や相談対応を行うとともに、

セミナーやリーフレットなどを通じて勤務環境改善に向けた取組を支援する。

7 介護人材の確保・育成・定着

- ・ 就職合同説明会の開催やハローワーク等の職業紹介の専門機関との連携などにより、効果的なマッチング機会の提供を図る。
- ・ 若年層を対象とした介護職の魅力を伝えるイベントや小中高校生向けの職場体験・出前講座の実施などを通じて、介護職のやりがいや魅力を啓発し、介護職のネガティブイメージの改善を図る。
- ・ 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証取得を促進しながら、さらなる職場改善等の取組を支援し、業界全体の離職率の低下につなげる。
- ・ 初任者から経営者層までの体系的な研修機会を提供することで資質向上を図り、職員の定着につなげる。
- ・ 介護事業所における清掃、配膳などの介護の周辺業務を担う介護助手の導入を促進させる。
- ・ 介護テクノロジーの定着を促進させ、職員の負担軽減や業務の効率化を図るとともに、様々な介護テクノロジーを活用した介護DXの先進モデル施設を育成し、その導入効果や優れたサービス提供事例を他の事業者にも横展開することで、導入に向けた意識改革と行動変容を促す。（介護保険事業費補助金により実施）
- ・ 介護事業者からのあらゆる課題を解決するため、「介護職場サポートセンターひろしま」による助言や専門家派遣、関係機関へのつなぎ等の支援を実施するとともに、介護現場における生産性向上の取組を推進する。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費 款：資本的支出 項：建設改良費 目：建設工事費 款：資本的支出 項：建設改良費 目：資産購入費 ほか
担 当 課	医療機能強化推進課、県立病院課（病院事業会計）
事 業 名	高度医療・人材育成拠点整備事業（単県）【一部新規】

目的

少子高齢化の進展とともに疾病構造や医療需要等の急速な変化が見込まれる中、本県の医療を将来にわたり持続可能とするための「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づく新病院の整備に向け基本設計及び組織体制の構築等を進める。

事業説明

対象者

県民、医療関係者等

事業内容

（地域医療介護総合確保基金・大規模社会福祉施設等建設基金充当）

【一般会計】

（単位：千円）

内 容		当初予算額	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
新病院の運営 体制整備及び 連携のあり方等 の検討 【一部新規】	○ 基本計画を踏まえ、新病院の運営計画の具体化や連携のあり方等の検討を行う。 ○ 地方独立行政法人の体制構築や新病院開院までの再編対象病院の経営改善等の検討を行う。 ○ 県立広島病院の跡地活用の方性の具体化に向けた検討を行う。 ○ 県民を対象に本県医療への理解を促進し、新病院整備の機運醸成を図るセミナーを開催する。	413,228	402,587	350,698 [45,000]
病院整備費 【新規】	○ 新病院の基本設計・地盤調査・埋蔵文化財の試掘に係る準備費用を病院事業会計に繰出。	25,551	24,101	22,938 [—]
合 計		438,779	426,688	373,636 [45,000]

【病院事業会計】

（単位：千円）

内 容		当初予算額	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
新病院の設計 【一部新規】	○ 基本計画を踏まえ、新病院の基本設計・地盤調査・埋蔵文化財の試掘に係る準備を行う。	25,551	24,101	22,938 [—]
事務系システムの構築等 【新規】	○ 地方独立行政法人の設立に向けて、人事給与、勤怠管理、財務会計、福利厚生システムなど事務系システムの構築等を行う。	753,777	706,818	680,675 [—]

J R 広島病院 の取得【新規】	○ J R 広島病院の病院事業（建物、 医療機器等）の取得に係る債務負 担行為を設定する。 （取得予定時期：R7.4）	—	（債務 5,747,000） —	0 [—]
合 計		779,328	（債務 5,747,000） 730,919	703,613 [—]

※令和6年度9月補正予算を含む。

令和6年度の成果目標と実績

- 事業目標：構想区域の実態に即した医療機能や医療人材の適正配置の実現
- 実 績：「高度医療・人材育成拠点基本計画」を踏まえ、新病院の基本設計を進めるとともに、
新病院の運営主体となる地方独立行政法人の体制構築に必要な検討を行い、令和7年
4月に地方独立行政法人を設立した。

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 「高度医療・人材育成拠点基本計画」を踏まえて、新病院の基本設計及び組織体制の構築等を着
実に進めることにより、高度医療機能と地域の医療提供体制の確保に取り組む必要がある。

令和7年度の方針

- 令和7年4月に設立した地方独立行政法人と連携して、新病院の基本設計を経て実施設計に着手
するほか、高度急性期を中心とした医療の提供に必要な体制の整備や、地域ニーズに即した県内医
師の配置・循環の仕組みの構築等により、県内の医療提供体制を支える医療人材の確保・育成など
に取り組む。
- 医療機関の再編により影響が予想される地域において、県立広島病院の移転後においても、引き
続き地域の方が安心して暮らし続けることができるよう、県立広島病院の跡地活用の方向性に基づ
く医療機能の整備について検討を進めていく。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費	領域	地域共生社会
担当課	地域共生社会推進課	取組 の 方向	① 住民と多様な主体の連携・協働による課題の解決
事業名	地域共生社会推進事業（一部国庫）【一部新規】		

目的

地域の生活課題を住民から専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

事業説明

対象者

県民、市町

事業内容

(単位：千円)

内 容		負担 割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
県民の理解 と行動の促 進【新規】	○ 様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点等を調査し、その特徴や兆し等の共有と支援につなげる普及活動等を特定の地域でモデル的に実施	国 3/4 県 1/4 又は 県 10/10	29,343	26,062	24,341 [—]
権利擁護支 援体制の強 化	○ 成年後見制度等の相談体制の充実・強化に向けて、市町等へのアドバイザー派遣や機能強化研修の開催、関係団体と連携・協力して広域的に人材を確保する取組を実施	国 1/2 県 1/2	15,514	15,514	15,514 [—]
市町の包括 的な支援体 制構築	○ 専門支援員を配置して、地域主体の課題解決活動や相談機関のネットワーク化を図る研修の開催、訪問協議による助言・フォローアップ等の市町支援を実施	国 3/4 県 1/4 又は 県 10/10	9,261	9,261	7,949 [—]
合 計			54,118	50,837	47,804 [—]

令和6年度の成果目標と実績

○ ワーク目標

指 標 名	基準値	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	8 市町 (令和2年度)	23 市町	22 市町
高齢者、障害者、子供・子育て分野の専門職間のネットワークの構築に着手した圏域数	79 圏域 (平成30年度)	115 圏域	【R7.12 判明】

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 6 年度)	実績値 (令和 6 年度)
地域支え合いコーディネーター 養成数（研修受講者数）	35 名	30 名以上	129 名

令和 6 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」等が連携・協働する包括的な支援体制づくりを促進するための市町職員や社会福祉協議会職員等を対象とした研修会の開催や、市町訪問による助言等支援に取り組んだ結果、「包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数」は昨年度より 2 市町増え、22 市町となったが、包括的な支援体制づくりを位置付けた地域福祉計画の策定について、調整に時間を要している町があり、目標は未達となった。引き続き、市町訪問による支援等を行い、包括的な相談支援体制の構築に着手するよう働きかけを行う必要がある。
- 地域包括ケアシステムの質の向上を図るため、県独自の評価指標を用いた日常生活圏域ごとの評価結果を基に、課題の改善や好事例の横展開、地域全体に着目した総合支援チームの市町訪問による支援、各種人材育成研修の開催等に取り組んだ結果、「専門職間のネットワークの構築に着手した圏域数」は 120 圏域となり、目標を達成した。（令和 5 年度）
- 県社会福祉協議会と連携した市町等向けの研修について、各市町への個別の働きかけや、講義の一部をオンライン化する等の受講しやすい環境づくりを進めた結果、受講者は年々増加しており、令和 6 年度では 129 名が受講し、受講者数の目標を達成した。
- 県内市町では、国制度（重層的支援体制整備事業）も活用した包括的な支援体制の構築に向けた取組が順次始まっており、こうした取組が本県の掲げる「重層的なセーフティネット」の構築へとつながっていくよう、市町の取組を支援していく必要がある。
- 第 2 期広島県地域福祉支援計画に基づく取組として、日常生活上の様々な福祉的課題が存在する中で、その課題を抱えることに至った背景や要因、その兆しなどを調査・分析し、身近な地域での課題の早期発見と支援へつなげていくためのモデル地区を 2 地区選定し、住民意識調査を実施した。

【住民意識調査結果の概要】

モデル 2 地区とも、地域でのつながりを 9 割近くが求めているのに対し、実際の助け合いは 3 割から 5 割しかできていないと感じていることが分かった。

令和 7 年度の取組方向

- 専門職間・相談支援機関間の連携や地域内のつながりづくりを一層促進するため、市町等向けの研修開催については、地域に身近な圏域単位でのチーム受講を働きかけるとともに、市町へ訪問し、協議・情報共有等を進め、引き続き、包括的な支援体制の構築に向けた市町支援に取り組む。
- 地域包括ケアシステムに関する評価については、令和 6 年度において、地域共生社会推進に係る指標を追加するなど社会情勢を反映した見直しを行い、令和 7 年度も引き続き新たな指標に基づいて評価を実施するとともに、先進的な事例については、市町情報交換会において共有を行い、更なる質の向上に取り組む。
- 様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点や特徴・兆し等を地域内で共有して、住民同士が課題に気づき・支援につなげる地域主体の支え合い活動を特定の地域でモデル的に実施する。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：環境衛生費 目：環境衛生指導費
担当課	食品生活衛生課
事業名	「いのちを守る！」動物愛護推進事業（単県）【一部新規】

目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、犬猫の更なる収容頭数削減対策及び返還譲渡促進策を推進する。

事業説明

対象者

動物飼養者、動物取扱業者、動物愛護関係団体、地域住民

事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
動物愛護の強化推進【一部新規】	○ 不妊去勢手術の支援による地域猫活動の推進 ・ 地域猫不妊去勢手術頭数の増(500頭→700頭) ○ 野良犬・野良猫対策を行う市町への支援 ・ 地域猫活動支援に係る市町職員への研修実施【新規】 ・ 地域猫活動に要する経費の補助 ・ 動物愛護推進員を活用したセミナーや相談対応に要する経費の補助 など	35,674	36,349	29,008 [—]
マイクロチップ装着及び登録の推進	○ 動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着 ○ マイクロチップの装着状況に関する実態調査	2,672	2,672	2,342 [—]
新動物愛護センターの運営等	○ P F I 事業者によるセンターの運営 ○ センター移転に伴う旧センター愛護館の解体	186,040	187,174	146,939 [—]
合 計		224,386	226,195	178,289 [—]

令和6年度の成果目標と実績

○ 事業目標

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
犬猫の収容頭数の減少	1,273 頭	2,116 頭	947 頭
収容した犬猫の返還譲渡の促進	16.3%	20.1%	29.7%

令和 6 年度の目標と実績の乖離要因・課題

(犬猫の収容頭数の減少について)

- 令和 6 年度は、次の事項により、実績値（947 頭）が目標値（2,116 頭）を下回り、令和 5 年度に引き続き目標を達成した。
- ・ 県民からの引取り依頼等に対して、動物愛護センターが無責任な餌やり行為の有無や多頭飼育に関する状況を詳細に確認し、指導や予防的措置につなげていること
- ・ 県の野良犬・野良猫対策に係る助成を活用し、地域猫活動等を行う市町が増加していること
- 安定して収容頭数を縮減するため、引き続き、無責任な餌やり者や多頭飼育者への指導を継続し繁殖を防止するとともに、地域猫活動の更なる普及啓発、市町が行う野良犬・野良猫対策への支援体制の強化等に取り組んでいく必要がある。

(収容した犬猫の返還譲渡の促進について)

- 令和 6 年度は、次の事項により、実績値（29.7%）が目標値（20.1%）を上回り、令和 5 年度に引き続き目標を達成した。
- ・ 動物愛護センターにおいて、馴化業務の強化に努めており、譲渡適正の向上を図っていること
- ・ P F I 事業者が出張イベント等を開催するなど、譲渡制度の周知強化に取り組んでいること
- 一方で、県の取組により N P O 法人へ譲渡する犬猫も着実に減少しているが、依然としてそうした犬猫も一定数いることから、P F I 事業者等とも連携し、県民が犬猫を飼養する際に保護犬猫が選択肢の 1 つとなるよう、動物愛護思想や譲渡制度について県民への周知を図り、引き続き個人の方への譲渡を増加させていく必要がある。

令和 7 年度の取組方向

「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、広島県動物愛護管理推進協議会において、人と動物を取り巻く諸問題解決に取り組む各主体（地域住民、動物取扱業者、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、行政など）の代表者と県の動物愛護管理行政施策に関する協議を行いながら、引き続き収容頭数の縮減・個人の方への返還譲渡の促進等に向けた取組を推進する。

(犬猫の収容頭数の減少について)

- 野良犬・野良猫に関する引取り依頼、苦情相談があった場合には、状況等を詳細に確認し、必要に応じて動物愛護推進員やボランティアの協力も積極的に仰ぎながら、無責任な餌やり者への指導や地域猫活動の実施につなげる。
- 地域猫活動を県内全域に広めるため、野良犬・野良猫対策を県、市町、地域住民、ボランティア等それぞれが地域課題として認識し、協働を進めて行く仕組みづくりなど、より効果的な野良犬・野良猫対策の実施に向けて検討を進める。
- 犬猫へのマイクロチップ装着について、迷子時の返還促進及び遺棄防止のため、愛護団体、一般飼い主への普及啓発を行うとともに、義務化された動物取扱業者については確実に装着されるよう監視・指導を行う。

(収容した犬猫の返還譲渡の促進について)

- 新しい動物愛護センターにおいて収容犬猫の衛生管理を徹底し、県民に犬猫飼養の際の選択肢として選ばれやすい状態とする。
- また、新しい動物愛護センターの動物愛護思想に係る普及啓発コンテンツを充実させ、譲渡を促進するとともに、命について学ぶ施設として県民に周知し、来場者数を増やすことで、収容犬猫の認知・譲渡頭数の増加を図っていく。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉施設費
担当課	障害者支援課
事業名	障害に関する理解促進事業（単県）【新規】

目的

県民に対し障害への理解と安心感等の調査を行い、「周囲の人が障害者に対し望ましいと思っている行動」と「障害当事者が周囲の人に対し望んでいる行動」のギャップを確認し、その解消に向けた実効性のある具体の取組を検討することで、障害当事者の意見を踏まえた県民の真の障害への理解促進につなげる。

事業説明

対象者

県民

事業内容

(単位：千円)

内 容		負担 割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 〔繰越額〕
障害への理解 と安心感等調 査	○ 障害当事者と接触した周囲の 人がどのような行動をとってい るかの実態を把握するため、県 民の「障害当事者と接する機 会の有無やその内容」、及び「障 害当事者の安心感」の調査を実 施 （調査対象）県民 3,000 名（障 害当事者含む）	県 10/10	2,250	2,250	1,493 〔—〕
障害への理解 に係るギャッ プの確認	○ 「周囲の人が望ましいと思っ ている行動」と「障害当事者が望 んでいる行動」のギャップを確 認するため、インタビュー調査 を実施 （調査対象）県民 10 名（障害当 事者含む）		118	118	0 〔—〕
合 計			2,368	2,368	1,493 〔—〕

令和6年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合との差の縮減

指 標 名	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合との差	7.9 ポイント	R5 より縮減	5.4 ポイント

- 事業目標：県民の障害への理解に関する実態の把握
- 実績：県民の安心感に関するアンケート調査及びインタビュー調査を実施（アンケート調査：令和6年11月15日～11月30日、インタビュー調査：令和6年10月11日～10月30日）

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 様々な障害の特性や配慮の仕方を理解・実践する「あいサポーター」の養成に取り組んだことなどにより、県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合との差は縮減したが、障害当事者との接触機会がある方のうち82%は偏見や差別があると意識していた一方、接触機会がない方では48%になっており、接触機会の有無で差が生じていることが分かった。
- また、障害への理解に関するインタビュー調査では、小学校中学年頃から障害のある人と障害のない人が一緒の環境で過ごす機会が減少し、その頃から障害に対するステレオタイプ（固定観念）が発生し始めていることが伺われたことから、小学校中学年からの世代を対象として、障害のある人と障害のない人が接触する機会を創出していく必要がある。

令和7年度の取組方向

- 障害当事者への理解や接する機会のあり方を学ぶため、障害当事者視点の内容を基にしたワークショップを学校等で実施するとともに、障害に関する知識や障害への配慮の方法を身につけるため、パラスポーツを通じた学びの体験会を開催することにより、当事者と非当事者が接触する機会を創り、当事者と非当事者の対話・交流を通して、参加者に自身の中のステレオタイプ（固定観念）に気づかせて定着に歯止めをかけ、その先にあるバイアスの解消につなげる。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費
担当課	こども家庭課、医療介護保険課、障害者支援課
事業名	福祉医療費公費負担事業（単県）

目的

重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等の児童の健康の維持と福祉の増進を図る。

また、精神障害者について、医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、県・市町独自の通院医療費助成を行い、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進する。

事業説明

対象者

重度心身障害児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等、精神障害者

事業内容

（単位：千円）

区分	内 容		実施主体	負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
重度心身障害児（者）医療費助成事業	対象者	○ 身障手帳所持者（1級～3級） ○ 療育手帳所持者（マルA、A、マルB）	市町	県 1/2 市町 1/2	3,984,577	3,852,257	3,849,664 [—]
	所得制限	○ 本人（老齢福祉年金の規定準用） ○ 扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）		〔広島市分 県 40/100 市 60/100〕			
	一部負担金	○ 200円（月額上限：入院14日、通院4日）					
乳幼児医療費助成事業	対象者	○ 0歳児～就学前児童		県 1/2 市町 1/2	1,558,235	1,460,184	1,459,995 [—]
	所得制限	○ 旧児童手当特例給付の規定準用					
	一部負担金	○ 500円（月額上限：入院14日、通院4日）					
ひとり親家庭等医療費助成事業	対象者	○ ひとり親家庭の父、母及び児童 ○ 父母のいない児童		県 1/2 市町 1/2 〔広島市分 県 40/100 市 60/100〕	489,576	536,579	536,479 [—]
	所得制限	○ 所得税非課税世帯					
	一部負担金	○ 500円（月額上限：入院14日、通院4日）					

区分	内 容		実施 主体	負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 〔繰越額〕
精 神 障 害 者 地 域 包 括 ケ ア 促 進 事 業 （ 通 院 医 療 費 助 成 ）	対象者	○ 精神障害者保健福祉手帳所持者（１級） 〔自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する者〕	市町	県 1/2 市町 1/2	32, 205	32, 205	34, 533 〔―〕
	所得制限	○ 本人（老齢福祉年金の規定準用） ○ 扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）		〔広島市分 県 40/100 市 60/100〕			
	一部負担金	○ 200 円（月額上限：通院 4 日）					
合 計					6, 064, 593	5, 881, 225	5, 880, 671 〔―〕

令和 6 年度の成果目標と実績

○ 事業目標：

【重度心身障害児（者）医療費助成事業・乳幼児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業】

重度心身障害児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等に対する経済的負担の軽減

【精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）】

入院中の精神障害者の地域生活への移行（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）

○ 実績：

- ・ 重度心身障害児（者）医療費、乳幼児医療費及びひとり親家庭等医療費の助成事業が、全 23 市町で実施され、福祉的配慮を要する人に対する医療費助成による健康の維持及び生活の安定化を図った。
- ・ 精神障害者地域包括ケア促進事業が全 23 市町で実施され、精神障害者に対する通院医療費の助成を行うことで、必要な受診を促し、再発・重症化の防止や地域生活への移行・定着を図った。

令和 6 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 福祉的配慮を要する者の健康の維持及び生活の安定を図るための取組の継続が求められている。
- 重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等、重度精神障害者に対する医療費助成は、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じることは適当ではなく、国の施策として統一的に実施されることが望まれる。

令和 7 年度の方針

- 引き続き、福祉医療費公費負担事業を実施する。
- 子育て世代や社会的に弱い立場にあって福祉的配慮を要する人に対する新たな医療費助成制度を国において創設されるよう、引き続き、全国知事会などの場を活用して要望する。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費
担当課	医療介護基盤課、薬務課
事業名	電子処方箋の活用・普及促進事業（一部国庫）【新規】

目的

電子処方箋の普及拡大・利活用により、質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、保険医療機関・保険薬局（以下「医療機関等」という。）の業務の効率化を推進する。

事業説明

対象者

県内の医療機関等

事業内容

（単位：千円）

内 容		当初予算額 ※	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
電子処方箋 管理サー ビスの導入補 助	○ 電子処方箋管理サービスの導入に係る費用について、国の補助金と連携し、県内の医療機関等に対して、上乗せ補助を実施 【補助対象】 病院（52 施設）、診療所（751 施設）、薬局（953 施設） 【補助単価（上限）】 病院（200 床以上）：1,003 千円/施設 病院（上記以外）：676 千円/施設 一般診療所：135 千円/施設 薬局：138 千円/施設	276,769	276,769	111,968 [—]
合 計		276,769	276,769	111,968 [—]

※令和5年度2月補正予算

令和6年度の成果目標と実績

- 事業目標：電子処方箋の活用・普及による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、医療機関等の業務効率化
- 実 績：実施施設 病院（16 施設）、診療所（319 施設）、薬局（689 施設）

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 国は、オンライン資格確認等システムを導入した概ねすべての医療機関等が電子処方箋を導入することを目的としていたが、導入するメリットが感じられない、費用負担が大きい等の課題があり、特に医療機関では、導入が進まず、補助金の申請件数も当初の計画を下回った。

令和7年度の取組方向

- 電子処方箋は、多くの医療機関等が導入することで、重複投薬等の抑制などの機能が発揮されることから、令和7年度も引き続き、本事業を実施し、活用・普及促進を図る。
- 県の補助を受けた医療機関等に対して電子処方箋の運用等に関する実態や好事例等を調査し、医療機関等が抱える課題解消につなげられるよう、県内の医療機関等に対して、講演会等で幅広く周知する。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：公衆衛生費 目： 予防費、保健指導費
担 当 課	疾病対策課、医療介護政策課
事 業 名	医療費助成制度におけるオンライン資格確認に係る医療機関システム改修支援事業（難病・小児）（国庫）【新規】

目的

医療機関及び薬局に対して、マイナンバーカードにより特定医療費（指定難病、小児慢性特定疾病）受給者の資格情報を確認するために必要なシステム改修に係る経費を支援することにより、患者の負担軽減及び医療機関・薬局、自治体の業務の効率化を図る。

事業説明

対象者

医療機関、薬局

事業内容

医療機関等に対して、マイナンバーカードを特定医療費（指定難病、小児慢性特定疾病）受給者証として利用可能とするための国システム（Public Medical Hub：PMH）接続に係るシステム改修費を補助する。

（単位：千円）

内 容	当初予算額	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
【対象疾患】 指定難病（難病法に基づく指定難病）、小児慢性特定疾病（児童福祉法による慢性的な疾病） 【補助対象】 県が指定する上記疾患に係る指定医療機関 【補助単価上限】 病 院：1,000 千円/施設 薬 局： 300 千円/施設 診療所： 300 千円/施設	—	58,000	13,117 [—]
合 計	—	58,000	13,117 [—]

※令和6年度12月補正予算

令和6年度の成果目標と実績

- 事業目標：
 - マイナンバーカードの利用による患者の負担軽減、医療機関・薬局の業務効率化
- 実 績：
 - 補助医療機関（計 43 医療機関）
 - （難病）病院 22 施設、診療所 1 施設、薬局 17 施設
 - （小児）病院 3 施設

令和 6 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 指定医療機関に周知を図ったが、国の提示した交付申請のスケジュールが短期間であったことから、医療機関の提出が間に合わず、申請が想定数を下回った。

また、一部の医療機関においては、年度内にシステム改修が完了しなかったため、申請の取下げがあった。

令和 7 年度の実施方針

- 国においては令和 8 年度から PMH の全国的運用を目指していることから、その動向を注視し、必要な対応を検討する。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費 款：衛生費 項：医薬費 目：看護職員確保対策費
担当課	医療介護基盤課、障害者支援課
事業名	看護補助者・介護職員等処遇改善事業（国庫）【新規】

目的

春闘における賃上げ（全産業平均）に対し、医療・介護・障害福祉業界の賃上げが低水準であることを踏まえて、看護・介護等サービスの提供に必要な人材を確保するため、これまで処遇改善の対象外となっていた看護補助者に係る処遇改善を行うとともに、介護職員・障害福祉職員についても更なる処遇改善を行う。

事業説明

対象者

看護補助者、介護職員及び障害福祉職員

事業内容

他の職種よりも給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者、介護職員及び障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月分から収入の2%程度（月額6,000円）相当額を施設・事業所等に交付する。（令和6年5月までは事業所への交付金により対応・令和6年6月以降は公的価格（診療報酬等）の改定により対応）

（単位：千円）

内 容		負担 割合	当初予算額 ※	最終予算額 ※	予算執行額 〔繰越額〕
医療機関	【対象者】看護補助者 【対象者数】約 5,000 人 【対象施設数】病院又は有床診療所 約 360 施設	国 10/10	142,792	142,792	71,229 〔―〕
社会福祉 施設等	【対象者】介護職員 【対象者数】約 34,000 人 【対象施設数】介護サービス事業所 約 6,300 事業所（施設）		851,461	851,461	611,778 〔―〕
	【対象者】障害福祉職員 【対象者数】約 15,400 人 【対象施設数】障害福祉サービス事業所 約 1,900 事業所（施設）		378,805	378,805	272,222 〔―〕
合 計			1,373,058	1,373,058	955,229 〔―〕

※令和5年度2月補正予算を含む

令和6年度の成果目標と実績

- 事業目標：医療提供体制・社会福祉施設等サービス提供体制の確保
- 実 績：

	対象施設	交付施設数
医療機関	病院又は有床診療所 【対象者】看護補助者	169
	介護サービス事業所 【対象者】介護職員	5,781
社会福祉施設等	障害福祉サービス事業所 【対象者】障害福祉職員	1,700
	合 計	7,650

令和6年6月以降は、診療報酬や介護報酬といった公的価格の改定により、同程度の処遇改善が図られた。

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 公的価格の改定により、一定程度の処遇改善が図られたものの、依然として他職種との給与水準に開きがあるため、更なる処遇改善に向けた措置を国に要望していく必要がある。

令和7年度の方針

- 今後の国の動向を注視するとともに、必要な措置を国に要望していく。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費
担当課	医療介護基盤課、障害者支援課
事業名	介護・障害福祉の職場改善事業（一部国庫）

目的

介護事業所及び障害福祉サービス事業所に対して、デジタル技術・ロボットの導入に係る経費を支援することにより、職員の業務負担軽減や労働環境の改善を進め、安全・安心な介護・障害福祉サービスの提供等を推進する。

事業説明

対象者

介護事業所、障害福祉サービス事業所

事業内容

(単位：千円)

内 容		当初 予算額 ※	最終 予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
介護事業所	○ 介護事業所が業務効率化及び職員の業務負担軽減を目的としたデジタル技術を導入するための経費を助成 【助成対象となる事業所の取組】 介護ソフトや、それを使用するためのタブレット端末の導入による記録業務や職員間の情報共有の効率化等	151,206	151,206	151,206 [—]
	○ 介護事業所が業務の負担軽減に資するロボット等を導入するための経費を助成			
障害福祉サービス事業所	○ 障害福祉サービス事業所が業務効率化及び職員の業務負担軽減を目的としたデジタル技術を導入するための経費を助成（モデル事業として実施） ○ 助成を行う事業所を対象に導入研修を実施 【助成対象となる事業所の取組】 記録・請求連動ソフトやそれを使用するためのタブレット端末の導入による記録業務や職員間の情報共有の効率化等	40,859	40,859	9,914 [—]
	○ 障害福祉サービス事業所が業務の負担軽減に資するロボット等を導入するための経費を助成			
合 計		192,065	192,065	161,120 [—]

※令和5年度2月補正予算

令和6年度の成果目標と実績

- ワーク目標 : 介護職員の離職者のうち3年未満の職員の割合※

(令和4年度実績) 57.1% (令和6年度目標) 53.0% (令和7年度目標) 50.0%

※令和5年度介護労働実態調査から、年齢層別離職率の調査が開始されたことに伴い、勤務年数別離職率の調査を廃止したため、当該年度以降の実績を得ることができない。

- 事業目標 : 安全・安心な介護・障害福祉サービスの提供等の推進

- 実 績 :

【介護事業所への支援】

- ・介護テクノロジー定着支援事業：助成件数（事業所数）：46件

【障害福祉サービス事業所への支援】

- ・ICT導入研修：受講事業所数 42事業所
- ・ICT導入モデル事業：助成件数（事業所数） 12件
- ・ロボット等導入支援事業：助成件数（事業所数） 6件

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 障害者福祉サービス事業所への支援については、国の補助スケジュールの変更により、令和6年度は募集回数が減少し、申請件数が見込を下回った上、1事業所あたりの補助単価が減少したことにより、予算執行額が当初予算額を下回った。
- 今後も生産年齢人口の減少が見込まれているため、引き続き介護・障害福祉サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入を進め、職員の業務負担の軽減と生産性の向上を図る必要がある。

令和7年度を取組方向

- 先進導入事例の紹介や国庫補助事業の活用等を通じて、引き続き、デジタル技術やロボットの導入に向けた取組を支援することにより、介護・障害福祉現場における業務負担の軽減と生産性の向上に繋げていく。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：公衆衛生費 目：予防費 ほか
担当課	医療介護基盤課 ほか
事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（一部国庫）【一部新規】

目的

新型コロナの拡大を防止するとともに、様々な課題に迅速かつ適切に対処する。

事業説明

対象者

県民全体

事業内容

（広島県新型コロナウイルス感染症対策基金・地域医療介護総合確保基金充当）（単位：千円）

区 分	内 容	当初予算額 ※	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
感染拡大防止 対策	PCRセンター等検査体制確保事業 感染症対策急性期医療チーム派遣事 業 ほか	192,190	192,190	176,166 [—]
医療提供体制 の確保	医療提供体制確保事業 宿泊・自宅療養支援事業 ほか	—	—	—
安心・安全な 県民生活	介護サービス継続支援事業 障害福祉サービス提供体制確保事業 ほか	736,929	736,929	292,564 [—]
	合 計	929,119	929,119	468,730 [—]

※前年度からの繰越額

令和6年度の成果目標と実績

- 事業目標：新型コロナの検査体制及び療養体制の確保 ほか
- 実 績：施設内療養の実施や、感染症対策に要する物品購入等の通常のサービス提供時では想定されないかかり増し経費について、介護サービス事業所に対し補助金を交付したことにより、事業所の安定的な経営が図られた。また、施設等において、簡易陰圧装置の設置等感染症対策に係るハード面の補助を行うことで、感染拡大リスクの低減が図られた。

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題

- かかり増し経費が発生した事業所が想定数を下回ったことにより、補助金交付申請が減少した。（想定 557 事業所→実績 119 事業所）
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況が想定より落ち着いていたため、ハード面の整備の需要が減少し、実績額の縮小（簡易陰圧装置申請 88 台→実績 76 台）が発生した。

令和7年度の方針

- 新型コロナ対応を踏まえて改定した感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療措置協定の締結や訓練・研修等による平時からの新興感染症等への備えの充実を図る。

令和6年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：公衆衛生費 目：予防費 ほか
担当課	健康危機管理課 ほか
事業名	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等返還事業（単県）

目的

過年度中に受け入れた、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の国庫支出金について、精算後の不用額を国へ返還する。

事業説明

対象者

国

事業内容

(単位：千円)

内 容	当初予算額	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の精算後の不用額等の国への返還 【該当事業】 ・ 宿泊療養施設の設置・運営 ・ 新型コロナワクチン接種体制の確保 ・ 新型コロナ患者等の受入病床の確保 ・ 介護施設等職員の感染拡大防止 ・ PCRセンターの運営 等	—	3,222,483	3,148,672 [—]
合 計	—	3,222,483	3,148,672 [—]

※令和6年度9月及び2月補正予算を含む。

令和6年度実績

○ 過年度中に受け入れた国庫支出金の不用額について、返還処理を完了した。